

# ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

昭和五十四年三月十五日  
条例第十号

ふるさと埼玉の緑を守る条例をここに公布する。

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例

題名改正〔平成一七年条例二〇号〕

## 目次

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 ふるさとの緑の保全

第一節 ふるさとの緑の景観地の保全（第七条—第十七条）

第二節 市民団体等との協働による緑地の保全（第十八条—第二十四条）

第三章 新たな緑の創出（第二十五条—第三十一条）

第四章 雜則（第三十二条・第三十三条）

第五章 罰則（第三十四条—第三十七条）

## 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、ふるさとの緑の保全及び創出に関し必要な事項を定めることにより、埼玉らしい緑豊かな環境の形成を図り、もつて郷土埼玉を県民にとって親しみと誇りのあるものとすることを目的とする。

（県の責務）

第二条 県は、埼玉県環境基本条例（平成六年埼玉県条例第六十号）第三条に定める環境の保全及び創造についての基本理念にのつとり、ふるさとの緑の保全及び創出に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、ふるさとの緑の保全及び創出に関する教育及び学習の振興等により、県民の緑に対する意識の高揚を図るとともに、県民及び事業者による緑の保全及び創出に関する取組を支援するよう努めなければならない。

（県民の責務）

第三条 県民は、地域における緑の保全及び創出に努めるとともに、県が実施する緑の保全及び創出に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第四条 事業者は、地域における緑の保全及び創出に努めるとともに、県が実施する緑の保全及び創出に関する施策並びに地域住民が実施する緑の保全及び創出に関する活動に協力するよう努めなければならない。

（市町村との連携）

第五条 県は、緑の保全及び創出に当たり、市町村との連携に努めるとともに、市町村が実施する緑の保全及び創出に関する施策に対して必要と認める支援を行うものとする。

（広域緑地計画の策定）

第六条 知事は、広域的な緑の保全及び創出に関する総合的な計画（次項において「広域緑地計画」という。）を策定するものとする。

2 知事は、広域緑地計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二章 ふるさとの緑の保全

第一節 ふるさとの緑の景観地の保全

（ふるさとの緑の景観地の指定）

第七条 知事は、ふるさとの緑を保全するため特に必要があると認めるときは、樹林地が単独で、又は樹林地及びこれに隣接する土地が一体となって、相当広範囲にわたり、ふるさとを象徴する緑（埼玉らしさを感じさせる樹木を中心としたすぐれた風景をいう。以下同じ。）を形成している地域をふるさとの緑の景観地として指定することができる。

2 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定をしようとするときは、あらかじめ、埼玉県環境審議会及

び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

- 3 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定をしようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を公告し、その案に指定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があつたときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間の満了の日までに、当該縦覧に供された案について知事に意見書を提出することができる。
- 5 知事は、前項の規定により、第三項の案について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、公聴会を開催するものとする。
- 6 知事は、ふるさとの緑の景観地を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村長に通知しなければならない。
- 7 知事は、第一項の指定の理由が失われたと認められるとき、又は当該ふるさとの緑の景観地について他の法令により緑地保全を目的とした指定がなされたときは、指定の解除又は区域の縮小を行うことができる。
- 8 第二項から第六項までの規定は、ふるさとの緑の景観地の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

#### (ふるさとの緑の景観地の保全計画)

第八条 知事は、ふるさとの緑の景観地について、その保全及び管理の方針その他必要な事項を定める計画を決定しなければならない。

- 2 知事は、前項の計画を決定したときは、その概要を公表しなければならない。

#### (ふるさとの緑の景観地の活用)

第九条 県は、ふるさとの緑の景観地において、県民の自然とのふれあい、学習、体験活動等の機会を確保するよう努めるものとする。

#### (行為の届出及び制限)

第十条 ふるさとの緑の景観地の区域内において次に掲げる行為をしようとする者は、知事に対し、規則で定めるところにより、行為の種類、場所、施行方法及び着手予定日その他規則で定める事項を届け出なければならない。

- 一 その規模が規則で定める基準を超える建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築すること（改築又は増築後において、その規模が規則で定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む。）。
  - 二 木竹を伐採すること。
  - 三 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。
  - 四 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること。
  - 五 前各号に掲げるもののほか、ふるさとの緑の景観地の保全に支障を及ぼすおそれのあるものとして規則で定める行為
- 2 知事は、前項の規定による届出があつた場合において、当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、その届出をした者に対して、当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために必要な限度内において、その届出に係る行為に關し指導又は助言をすることができる。
  - 3 知事は、前項に規定する場合において、同項の指導又は助言によつては当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成することができないと認めるときは、その届出をした者に対して、当該届出があつた日から起算して三十日以内に限り、当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために必要な限度内において、当該届出に係る行為を制限し、又は必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
  - 4 知事は、第一項の規定による届出があつた場合において、実地の調査をする必要があるとき、その他前項の期間内に同項の処分をすることができない合理的な理由があるときは、その理由が存続する間、同項の期間を延長することができる。この場合においては、同項の期間内に、第一項の規定による届出をした者に対して、その旨及び期間を延長する理由を通知しなければならない。
  - 5 第一項の規定による届出をした者は、その届出をした日から起算して三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る行為に着手してはならない。
  - 6 知事は、当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないと認めるとき

きは、前項の期間を短縮することができる。

7 次の各号に掲げる行為については、第一項の規定は、適用しない。

一 非常災害のために必要な応急措置として行う行為

二 法令に基づいて国又は地方公共団体が行う行為のうち、ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

三 緑地の保全に係る法令又は条例の規定で規則で定めるものにより、許可を受け、又は届出をすることを要する行為

四 県又は市町村がふるさとの緑の景観地に関する修景美化事業（ふるさとを象徴する緑の美觀を高めるために行う事業をいう。以下同じ。）の執行として行う行為

五 通常の管理行為又は軽易な行為のうち、ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがないもので規則で定めるもの

六 ふるさとの緑の景観地が指定され、又はその区域が拡張された際着手している行為  
(原状回復命令等)

第十一条 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために必要があると認めるときは、前条第一項の規定による届出をせず、同項各号に掲げる行為をした者又は同条第三項の規定による処分に違反した者に対して、その行為の中止を命じ、又は相当の期限を定めて、原状回復を命じ、若しくは原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき措置をとるべき旨を命ずることができる。

(調査及び報告等)

第十二条 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定若しくは当該指定に係る区域の拡張又はふるさとの緑の景観地に係る修景美化事業の執行のため必要があるときは、その職員に、他人の土地に立ち入り、実地に調査させることができる。

2 知事は、ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成のために必要な限度内において、第十条第三項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を命ぜられた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、ふるさとの緑の景観地の区域内の土地若しくは建物内に立ち入り、同条第一項各号に掲げる行為の実施状況を検査させ、若しくは当該行為の当該ふるさとの緑の景観地の指定の目的の達成に及ぼす影響を調査させることができる。

3 前二項の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(損失の補償)

第十三条 県は、第十条第三項の規定による処分を受けたため損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償する。

(国等に関する特例)

第十四条 国の機関又は地方公共団体は、第十条第一項の規定により届出を要する行為をしようとするときは、同項の規定による届出の例により、知事にその旨を通知するものとする。

(適切な管理)

第十五条 ふるさとの緑の景観地の土地の所有者その他の管理を行う者は、ふるさとを象徴する緑を保全するため、適切な管理に努めるものとする。

2 県は、前項の土地の管理を行う者に対して当該管理のための支援を行うことができる。

(修景美化事業の執行)

第十六条 県は、ふるさとの緑の景観地に関する修景美化事業を積極的に推進するものとする。

(土地の買入れ)

第十七条 県は、ふるさとの緑の景観地の指定の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、当該指定に係る区域内の土地を買い入れるものとする。

第二節 市民団体等との協働による緑地の保全

(市民管理協定の締結及び認定申請)

第十八条 緑の保全及び創出に関する活動を行う市民団体等が、規則で定める一団の緑地の管理について、当該緑地の区域内の土地又は木竹の所有者又は使用及び収益を目的とする権利を有する者(以下この節において「土地所有者等」という。)並びに当該緑地の存する市町村の長と次に掲げる事項を定めた協定(以下この節において「市民管理協定」という。)を締結したときは、当該市民団

体等は、当該市民管理協定の認定について知事に申請することができる。

- 一 市民管理協定の目的となる緑地の区域（以下この条において「市民管理協定区域」という。）に関する事項
- 二 市民管理協定区域内の緑地の管理の方法に関する事項
- 三 市民管理協定区域内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備が必要な場合にあつては、当該施設の整備に関する事項
- 四 市民管理協定の有効期間
- 五 知事に対する認定申請に関する事項
- 六 その他規則で定める事項

2 市民管理協定の締結に当たつては、市民管理協定区域内の土地所有者等の全員の合意がなければならぬ。

（市民管理協定の認定）

第十九条 知事は、前条の市民管理協定が、緑地の保全に資するものとして規則で定める基準に適合するときは、その旨を認定することができる。

2 知事は、前項の認定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を公告しなければならない。  
（認定市民管理協定の変更）

第二十条 前条第一項の認定（この項の規定による認定を含む。）を受けた市民管理協定（以下「認定市民管理協定」という。）に係る市民団体等は、当該認定市民管理協定において定めた事項を変更しようとするときは、当該認定市民管理協定に係る市民団体等、土地所有者等及び市町村長の全員の合意をもつてその旨を定め、知事の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の規定による変更の認定について準用する。  
（認定市民管理協定の廃止）

第二十一条 認定市民管理協定に係る市民団体等、土地所有者等又は市町村長は、当該認定市民管理協定を廃止したときは、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨及び規則で定める事項を公告しなければならない。

（認定市民管理協定の認定の取消し）

第二十二条 知事は、認定市民管理協定に係る活動が第十九条第一項に定める基準に適合しないものと認められるに至つたとき、市民管理協定の内容が遵守されていないと認められるとき又は第二十四条の活動の報告がされないときは、当該認定市民管理協定の認定を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定による認定の取消しを行つたときは、その旨を当該認定市民管理協定に係る市民団体等、土地所有者等及び市町村長に通知するとともに、規則で定める事項を公告しなければならない。

（認定市民管理協定に係る活動に対する支援）

第二十三条 知事は、認定市民管理協定に係る市民団体等の活動に対し、必要な支援を行うことができる。

2 知事は、当該市民団体等と緑の保全及び創出に関する活動を支援しようとする事業者等に対する必要な情報の提供及び仲介に努めるものとする。

（活動の報告）

第二十四条 認定市民管理協定に係る市民団体等は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該認定市民管理協定に係る活動の報告をしなければならない。

### 第三章 新たな緑の創出

（緑の創出）

第二十五条 道路、公園、学校、庁舎等の公共公益施設を設置し、又は管理する者及び事務所、事業所、住宅等の建築物を所有し、又は管理する者は、当該施設、建築物及びこれらの敷地について、植樹する等緑化に努めなければならない。

（緑化計画の届出等）

第二十六条 三千平方メートル以上の敷地において建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の確認又は同法第十八条第二項の通知を要する建築物について新築、増築、改築又は移転（この項及び次条において「建築」と総称する。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則に定め

る基準（以下この章において「緑化基準」という。）に基づき、当該建築物の敷地及び建築物上（建築物の屋上、壁面及びベランダ等をいう。以下同じ。）の緑化についての計画（以下この章において「緑化計画」という。）を作成し、知事に届け出なければならない。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。

一 建築物の建築面積の合計が従前の建築物の建築面積の合計の一・二倍を超えない増築又は改築  
二 自己の居住の用に供する住宅の建築

三 建築基準法第八十五条第六項に規定する建築

四 その他知事が届出を要しないと認める建築

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項のうち規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

（小規模緑化計画の届出等）

第二十六条の二 前条の規定は、千平方メートル以上三千平方メートル未満の敷地において建築を行おうとする者について準用する。この場合において、前条第一項中「基づき」とあるのは、「準じて」と読み替えるものとする。

（緑化計画の認定）

第二十七条 知事は、第二十六条第一項又は第二項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による届出があつた場合において当該緑化計画が緑化基準に適合していると認めるときは、その旨を認定するものとする。ただし、第二十六条第二項（前条において準用する場合を含む。）の規定により届け出られた緑化計画の変更前の緑化計画がこの項本文の規定により既に認定されているときは、この限りでない。

2 知事は、前項の規定により認定された緑化計画のうち、特に優良と認められるものを優良な緑化計画として認定することができる。

（勧告）

第二十八条 知事は、第二十六条第一項又は第二項の規定による届出をしない者に対して、当該届出を行うことを勧告することができる。

2 知事は、第二十六条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、当該届出に係る緑化計画について、緑化基準に適合しないと認めるときは、当該届出を行つた者に対して、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

（緑化の完了報告）

第二十九条 緑化計画に基づく緑化を完了した者は、遅滞なく、知事にその旨及び実施した緑化の内容についての報告（以下この条及び次条において「緑化完了報告」という。）をしなければならない。

2 知事は、緑化完了報告をしない者に対して、当該緑化完了報告を行うことを勧告することができる。

3 知事は、緑化完了報告に関する緑化の状況の確認のため必要があるときは、その職員に、当該緑化完了報告に係る敷地又は建築物に立ち入らせることができる。

4 第十二条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による立入りについて準用する。

（緑化計画の認定の取消し）

第三十条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第二十七条第一項又は第二項の認定を取り消すことができる。

一 第二十六条第二項（第二十六条の二において準用する場合を含む。）の規定による届出に係る緑化計画（変更前の緑化計画が第二十七条第一項の規定により認定されているものに限る。）が、緑化基準に適合していないとき。

二 緑化完了報告の内容が緑化計画と異なるとき。

三 緑化完了報告の内容が確認できないとき。

四 前条第二項の規定による勧告によつてもなお、緑化完了報告を行わないとき。

（創出した緑の維持管理）

第三十一条 この章の規定により緑を創出した者は、当該創出した緑の適切な維持管理に努めなければならない。

第四章 雜則

## (適用除外)

第三十二条 第三章の規定は、次の各号のいずれかに該当する区域については、適用しない。

- 一 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場の敷地の区域
- 二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第三十四条第一項の規定により定められた緑化地域及び同法第三十九条第二項の地区計画等緑化率条例により緑化率の最低限度が定められた区域
- 2 前項に定めるもののほか、市町村が定める緑化に関する条例の規定の内容が、この条例の趣旨に即したものであり、かつ、この条例と同等以上の効果が期待できるものとして知事が認めるときは、規則で定めるところにより、当該市町村の条例の規定に相当するこの条例の規定は、当該市町村の区域においては、適用しない。

## (委任)

第三十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第五章 罰則

第三十四条 第十一条の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十五条 第十条第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項又は第二十六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第五項の規定に違反した者
- 三 第十二条第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第十二条第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

## 附 則

この条例は、昭和五十四年十月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三十日条例第十六号）

この条例は、平成四年五月一日から施行する。

附 則（平成七年三月二十日条例第九号）

この条例は、平成七年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月二十四日条例第五号抄）

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第二十号）

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成十七年十月一日から施行する。

## （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守る条例（以下「旧条例」という。）第二十二条第一項又は第二項の規定により締結されている緑の保全及び緑化に関する協定については、旧条例第二十二条第三項の規定は、なおその効力を有する。

- 3 この条例の施行の際現に旧条例第十一条第一項の規定により指定を受けているふるさとの森及びふるさとの並木道の指定の解除及び区域内の行為については、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる届出に関し、この条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

- 5 改正後の第三章（第二十五条を除く。）の規定は、この条例の施行の日以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条の建築物の建築等に関する申請がされる建築物の敷地の区域について適用する。

附 則（平成二十三年三月十八日条例第十八号）

## （施行期日）

- 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

## （経過措置）

- 2 改正後のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例（次項及び附則第四項において「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項若しくは第六条の二第一項の規定による確認の申請又は同法第十八条第二項の規定による通知がされた建築物について新築、増築、改築又は移転を行おうとする者について適用し、施行日前に同法第六条第一項又は第六条の二第一項の規定による確認の申請がされた建築物の建築等を行おうとする者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に改正前のふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第二十六条の規定による届出を行っている者が、施行日以後に新条例第二十六条第二項の規則で定める事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。
- 4 新条例第二十七条、第二十八条第二項及び第三十条第一号の規定は前項の規定による届出に係る緑化計画について、新条例第二十八条第一項の規定は前項の規定による届出について、それぞれ準用する。
- 5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。